

資料2

# 事務局説明資料

(金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等のあり方)

令和2年10月26日  
金融庁

# 目次

---

## I. 銀行・証券会社間のファイアーウォール規制について

1. 制度の概要	1
2. 制度の変遷	2
3. 主な規制の内容	6
4. 諸外国の銀行・証券会社間の規制	32
5. 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)抜粋	33

II. 検討課題	35
----------	----

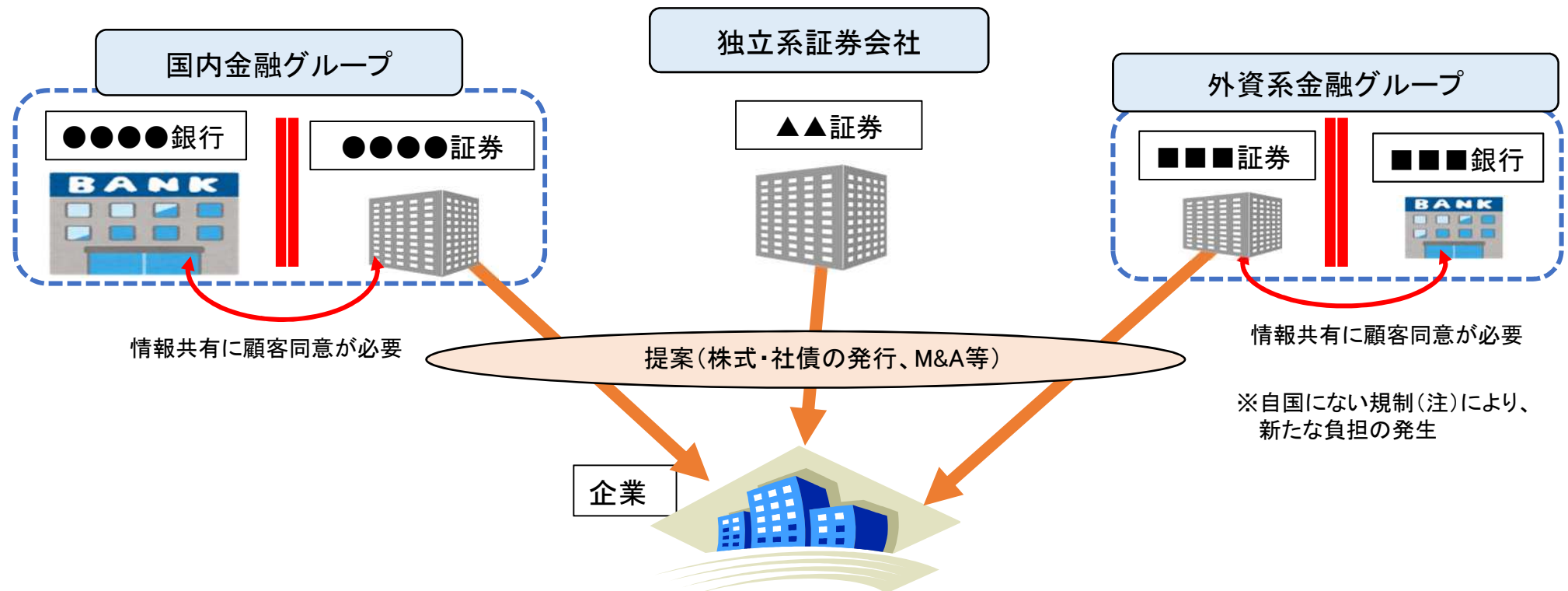
# I . 銀行・証券会社間のファイアーウォール規制について

# I - 1. 制度の概要(いわゆるファイアーウォール規制)

内容:ファイアーウォール規制は、同一金融グループ内の「銀行」・「証券会社」間において、顧客からの同意のない、顧客の非公開情報の共有禁止等からなるもの。

趣旨:本規制は、同一金融グループ内において、銀行業・証券業を営むことが可能となった際(1993年)に、①証券会社間の公正な競争の確保(グループ銀行の優越的地位を濫用した営業の禁止等)、②利益相反取引の防止、③顧客情報の適切な保護等を確保するために設けられたもの。その後、2008年の法改正による抜本的な見直しなど、数次にわたり規制の見直しを行ってきている。

## <証券会社の顧客サービスと情報共有(イメージ)>



(注)海外の規制については、32ページを参照。

# I - 2 - (1). 制度の変遷

## 1. 銀行・証券会社の相互参入とファイアーウォール規制の導入

1993年(平成5年)に施行された金融制度改革法により、銀行に業態別子会社形態で証券業務参入を認めることに伴い、市場仲介者としての経営の独立性・健全性の確保、利益相反の防止、市場仲介者間の公正な競争の確保のために実効性ある措置を手当て。

(措置)証券子会社の主幹事制限(メインバンク・ファイアーウォール)、非公開情報の授受の禁止、店舗の共用制限、共同訪問の禁止、役職員の兼職規制、信用供与を利用した抱き合わせ行為の禁止 等

## 2. これまでの主な見直し

【1999年】(1999年内閣府令改正)

○ 事前予防的な意味合いの強い規制の緩和の流れ、諸外国における規制環境の動向、金融システム改革実施後の金融機関の状況などを勘案し、ファイアーウォール規制は、必要最小限かつ実効性ある措置を確保すべく、その遵守状況を踏まえた見直しの必要性が指摘される一方で、ファイアーウォールの実効性を担保するための措置についても検討が必要との指摘を踏まえ、以下の見直しを実施。

(具体的な措置)

- メインバンク・ファイアーウォールの廃止、店舗の共用制限・共同訪問・子会社引受証券の親会社への売却制限の緩和、非公開情報の包括同意の容認等
- 親子銀行等の間でのコンピューターの共有禁止 等

# I - 2 - (2). 制度の変遷

## 2. これまでの主な見直し

### 【2000年】(2000年内閣府令改正)

- 金融グループとして要求される統合的リスク管理やコンプライアンスの観点から、以下の見直しを実施。  
(具体的な措置)
  - 一定の要件の下で、内部管理目的(法務コンプライアンス等)での非公開情報の授受の容認(個別承認制)

### 【2002年】(2002年内閣府令改正)

- 投資家が1つの店舗で銀行等・証券会社双方の金融サービスを受けることを可能とするため、系列・非系列にかかわらず銀行等・証券会社との間での共同店舗による連携を促進する一方で、連携による誤認防止を図る観点から、以下の見直しを実施。  
(具体的な内容)
  - 親子関係にある銀行等・証券会社との店舗の共用制限を撤廃
  - 銀行等・証券会社の共同店舗において適切な誤認防止措置の実施に係る規律の導入

### 【2004年】(2004年「証券取引法等の一部を改正する法律」等)

- 顧客の利便性向上、投資家層の裾野の拡大、証券会社の店舗が少ない地域におけるアクセスの改善を図る一方で、銀行等は証券仲介業者と異なり預金や貸出を行うことから優越的地位の濫用や利益相反行為の懸念が生じることを踏まえ、以下の見直しを実施。  
(具体的な措置)
  - 銀行等に対し証券仲介業を解禁
  - 金銭の貸付けを条件とする有価証券の売買の受託等を禁止する等の弊害防止に係る規定を措置

# I - 2 - (3). 制度の変遷

## 2. これまでの主な見直し

【2009年】(2008年「金融商品取引法等の一部を改正する法律」等)

○ ファイアーウォール規制が、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用等、本来の狙いとする行為を抑止するための措置としては、目的に照らして過大な規制となっているおそれがある。また、金融のグループ化等が進展する中、顧客に関する非公開情報の授受や、役職員の兼職等に関する規制等につき、

- ① 金融グループとしての総合的なサービスの提供の障害となり、利用者の利便性がかえって損なわれている
- ② 金融グループとして要求される統合的リスク管理やコンプライアンスの障害となっている
- ③ 我が国金融機関の競争力の観点から見たとき、欧米の金融グループとの競争条件を不利なものとしているおそれがある。

さらに、諸外国では、金融グループにおける利益相反の管理等について、金融機関の自主的な規律付けによる内部管理態勢の整備を求め、その状況について当局が適切にモニタリングするとの規制的枠組みが趨勢になっている。

以上のような指摘を踏まえ、利用者利便の向上や金融グループの統合的内部管理等の要請に応えるため、新たな規制の枠組みを提供。

(具体的な内容)

- 役員の兼職規制の撤廃(事後届出制)、法人顧客の非公開情報の授受についてオプトアウト制度の導入、内部管理目的での非公開情報授受について当局の承認を不要とする措置
- 証券会社や銀行等に対し利益相反の管理のための体制整備を義務付け、親子銀行等の優越的な地位を不当に利用した、金融商品取引契約の締結又は勧誘を行う行為の禁止、ホームベース・ルールの整備 等

【2014年】(2014年内閣府令改正)

現行規制の枠組を維持しつつ、規制の趣旨と実務に乖離がある部分について必要な見直し。

(具体的な内容)

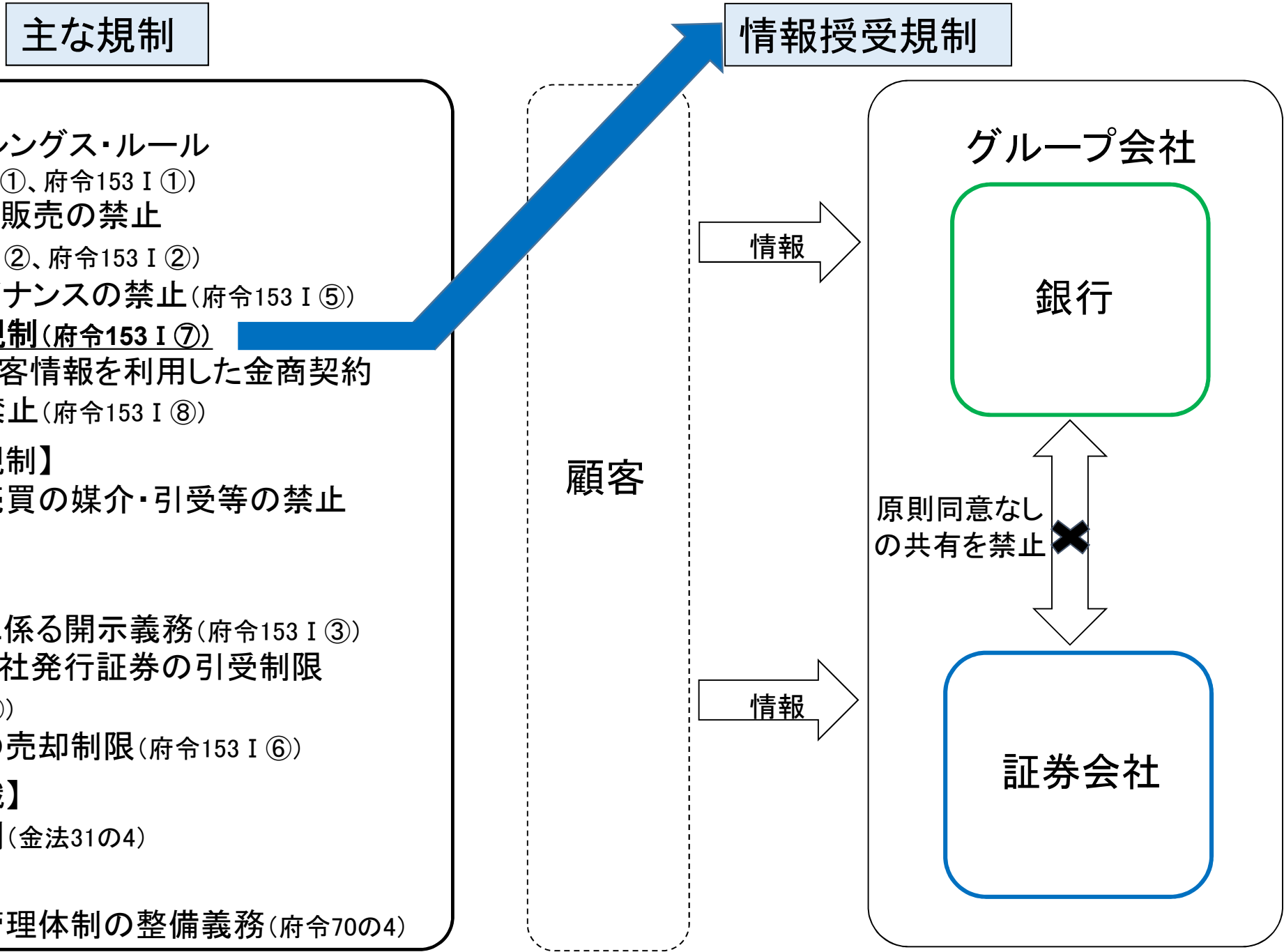
- 外国法人顧客に関する非公開情報の授受についてメールによる同意等を許容、法人顧客に関する非公開情報授受に係るオプトアウト制度の緩和 等

# I - 2 - (4). 制度の変遷

年	金融制度改革等の概要	ファイアーウォール規制の沿革	
		緩和	整備
1993	金融制度改革法 ◆業態別子会社方式による相互参入解禁		ファイアーウォール規制の導入 ◆証券子会社の主幹事制限(メインバンク・ファイアーウォール) ◆共同訪問の禁止 ◆非公開情報の授受の禁止 ◆人事交流の制限(プロパー化比率) ◆役職員の兼職規制 ◆店舗の共用制限 ◆親・子法人等の発行証券の引受主幹事制限 ◆信用供与を利用した抱き合わせ行為の禁止 等
1998	金融システム改革 ◆金融持株会社の設立解禁 ◆銀行等による投信窓販解禁		◆預金との誤認防止措置の整備
1999	ファイアーウォール規制の緩和	◆メインバンク・ファイアーウォールの廃止 ◆非公開情報の授受の禁止について緩和(顧客からの書面による包括同意を容認) ◆店舗の共用制限の緩和 ◆共同訪問の解禁 ◆人事交流の制限の廃止(プロパー化比率)	◆コンピューターの共用制限 ◆別法人であることの開示義務
2000		◆内部管理目的での非公開情報の授受及びコンピューターの共用の容認(個別承認制)	
2002		◆店舗の共用制限の廃止	◆共同店舗における誤認防止措置の整備
2004		◆登録金融機関における証券仲介業務の解禁	◆弊害防止措置の整備
2006		◆コンピューターの共用制限の廃止	
2007	金融商品取引法施行	◆非公開情報の授受の禁止の適用除外の追加(内部統制報告書作成のために必要な情報等) ◆内部管理目的での非公開情報の授受の対象の追加(信託会社、貸金業者) ◆親・子法人等の発行証券の引受主幹事制限の緩和	
2009		◆役員の兼職規制の撤廃(事後届出制) ◆法人顧客情報の授受についてオプトアウト制度導入 ◆内部管理目的での非公開情報授受について当局の承認を不要とする措置	◆利益相反管理体制等の整備義務 ◆非公開情報の内部管理目的以外での使用禁止 ◆ホームページ・ルールの整備 ◆親子銀行等の優越的地位を利用した金融商品取引規約の締結・勧誘の禁止
2014		◆外国法人顧客に関する非公開情報の授受について、メールによる同意等を許容 ◆法人顧客に関する非公開情報授受に係るオプトアウト制度の緩和 ◆同意なく非公開情報の授受が可能となる内部管理目的の範囲拡大	



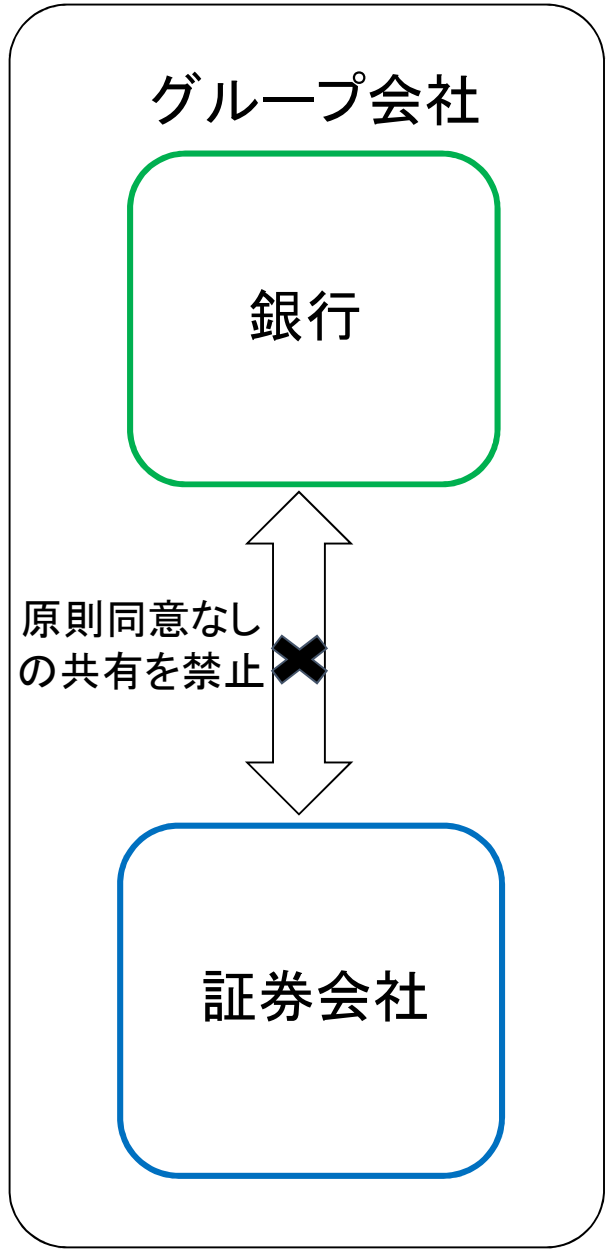
# I-3-(1). 主な規制の内容(全体)



## 主な規制

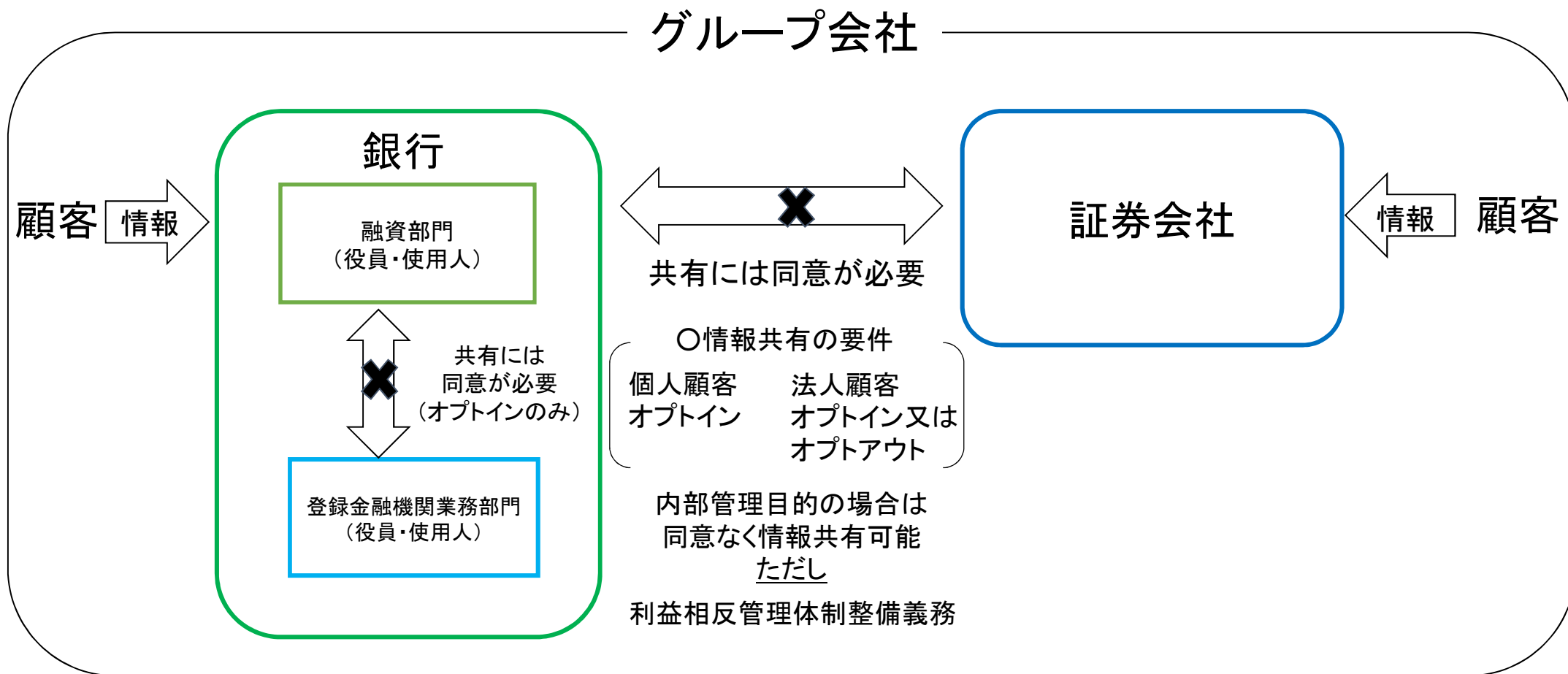
- 【禁止行為】
  - ・アームズ・レングス・ルール (金法44の3 I ①、府令153 I ①)
  - ・抱き合わせ販売の禁止 (金法44の3 I ②、府令153 I ②)
  - ・バックファイナンスの禁止 (府令153 I ⑤)
  - ・**情報授受規制 (府令153 I ⑦)**
  - ・同意なき顧客情報を利用した金商契約の勧誘の禁止 (府令153 I ⑧)
- 【業務範囲規制】
  - ・株券等の売買の媒介・引受等の禁止 (金法33)
- 【業務規制】
  - ・利益相反に係る開示義務 (府令153 I ③)
  - ・グループ会社発行証券の引受制限 (府令153 I ④)
  - ・引受証券の売却制限 (府令153 I ⑥)
- 【役員の兼職】
  - ・事後届出制 (金法31の4)
- 【体制整備】
  - ・利益相反管理体制の整備義務 (府令70の4)

## 情報授受規制



※金法(金融商品取引法)、府令(金融商品取引業等に関する内閣府令)

# I-3-(2). 主な規制の内容(情報授受規制①: 国内顧客情報)



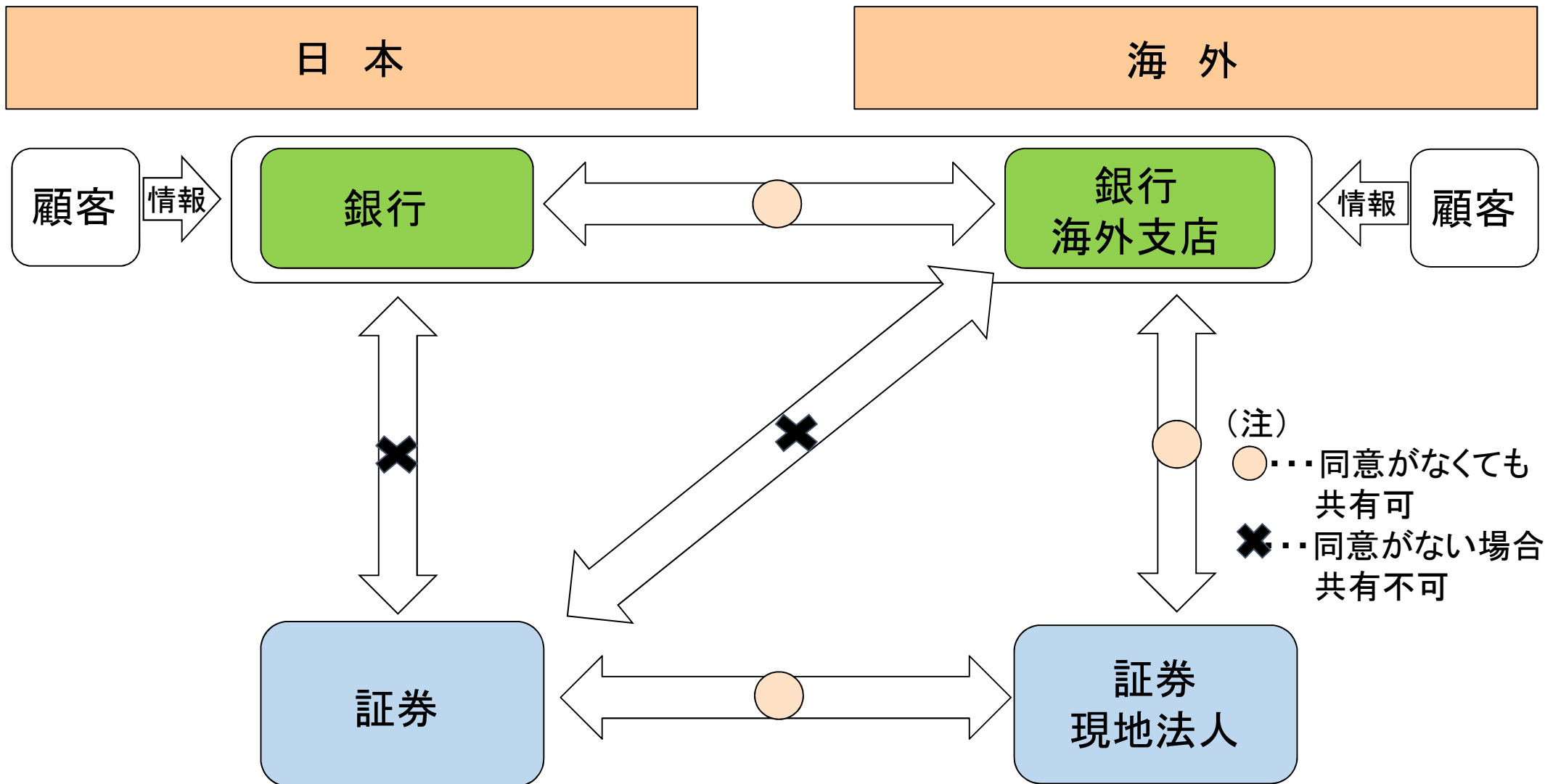
## ◆ 情報共有の要件

個人情報・・・オプトイン制度：顧客からその情報共有について積極的な同意を取得する制度

法人情報・・・オプトアウト制度：あらかじめ顧客にその情報を共有する旨を通知したうえで、顧客が共有を望まない場合（一部オプトイン制度）は情報提供の停止を求める機会を提供することで同意を取得したものとみなす制度

# I-3-(2). 主な規制の内容(情報授受規制②:外国顧客情報)

- クロスボーダーM&A等、日本企業や日本市場を跨る案件には日本の情報授受規制が適用されるため、具体的な提案を行うには、日本企業・海外企業の双方から同意書を得る必要。(金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号イ)
- 海外には同様の規制が存在せず、海外企業側の同意書取得に難航する事例も存在。その結果、本邦以外の金融機関に比べて競争上不利となっているとの指摘がある。



## I-3-(2). 主な規制の内容(情報授受規制③: 同意取得の方法)

○非公開情報の授受については、顧客の「書面による事前同意」があれば可能である(外国法人顧客については例外あり)。ただし、2009年の規制見直しにより、顧客が法人である場合にはオプトアウトが導入されている。

顧客		オプトイン			オプトアウト
		書面	電子メール	口頭	
国内	法人 (注1、注2)	○	×	×	○
	個人	○	×	×	×
外国	法人 (注1、注2)	○	○ (注3)	×	○
	個人	○	×	×	×

(注1) 同一グループ内であっても、登録金融機関業務部門と証券会社との間で非公開情報の共有に関しオプトアウトが認められていないほか、登録金融機関業務部門と委託証券会社との間では顧客の非公開の財産に関する情報の共有に関しオプトアウトや電子メールでのオプトインは認められていない。

(注2) 銀行内であっても、登録金融機関業務部門と融資業務部門との間で非公開融資等情報の共有を行う際は、オプトアウトや電子メールでのオプトインは認められていない。

(注3) 当該法人が所在する国の法令上、同一会社グループにおいて非公開情報を提供する行為に相当する行為を制限する規定がない場合に限る。

# I-3-(2). 主な規制の内容(情報授受規制④: 法人顧客情報におけるオプトアウト)

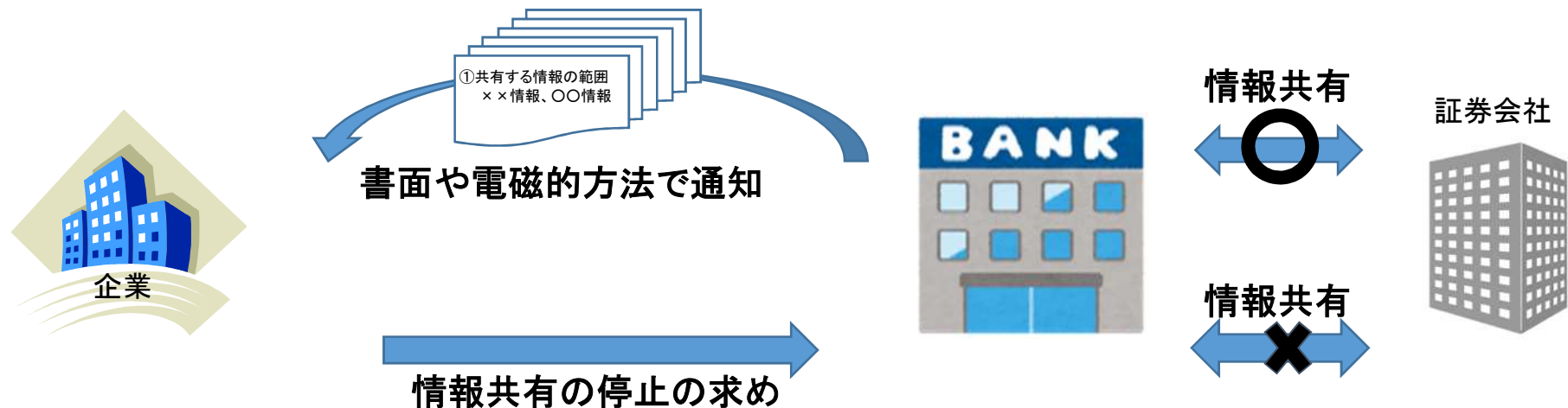
○あらかじめ非公開情報を共有する旨を法人顧客に通知したうえで顧客が望まない場合に提供の停止を求める制度。顧客が停止を求めるまでは共有の同意があったものとみなされる。

## 具体的な方法

○法人顧客に対し、あらかじめ、親子法人等との間で共有を行う非公開情報に関し、以下の内容を書面又は電磁的方法により通知。

- ①共有する情報の範囲、②共有する親子法人の範囲、③共有の方法、
- ④提供先における情報管理の方法・情報の利用目的、
- ⑤共有を停止した場合の情報の管理方法

### 【オプトアウトを利用した情報共有・停止のイメージ】



**【参考】**

●金融商品取引業等に関する内閣府令 第153条第2項

金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等が発行者等(法人に限る。)に対して非公開情報の提供の停止を求める機会を適切に提供している場合は、当該発行者等が当該停止を求めるまでは、当該非公開情報の提供について当該発行者等の書面による同意があるものとみなす。

●金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(1)①

法人顧客に対し、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲、非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲、非公開情報の授受の方法、提供先における非公開情報の管理の方法、提供先における非公開情報の利用目的及び親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法を通知しているか。

## I-3-(2). 主な規制の内容(情報授受規制⑥:電磁的方法による同意取得)

「電磁的方法による同意」を取得するにあたり、事前に「承諾」を得る必要

金融商品取引業等に関する内閣府令第155条、第56条第2項

「承諾」を得るときには、使用する「電磁的方法の種類」、「内容」を示す必要

### 【電磁的方法の種類】

- ①電子メールにより添付ファイルを送付する方法
- ②顧客パソコンにダウンロードさせる方法
- ③顧客専用WEBページを閲覧させる方法
- ④業者WEBページを閲覧させる方法
- ⑤CD-ROM

### 【電磁的方法の内容】

・ファイルへの記録方式(添付ファイルを使用する場合の使用ソフトウェアの形式、バージョン等)

「承諾」は電磁的方法により得ることができる

(注)同意や承諾については、書面又は電磁的方法で取得しなければならず、メールや、口頭で確認した上で記録・録音という方法は認められない

上記の電磁的方法による同意取得について、一部で電磁的方法による対応が未整備

## I-3-(2). 主な規制の内容(情報授受規制⑦): 内部管理目的による非公開情報の授受)

○ 2000年に内部管理・運営に関する業務を行うために必要な情報については、証券会社は、顧客の同意なく、そのグループ会社から受領・提供することが認められた(当局の個別承認制)。2009年に当局の承認も不要とする措置が手当て。

### 内部管理・運営に関する業務

- 法令遵守に関する業務
- 損失の危険の管理の業務
- 内部監査及び内部検査に関する業務
- 財務に関する業務
- 経理に関する業務
- 税務に関する業務
- 子法人の経営管理に関する業務  
(平成26年に追加)
- 決済に関連する業務  
(平成26年に追加)

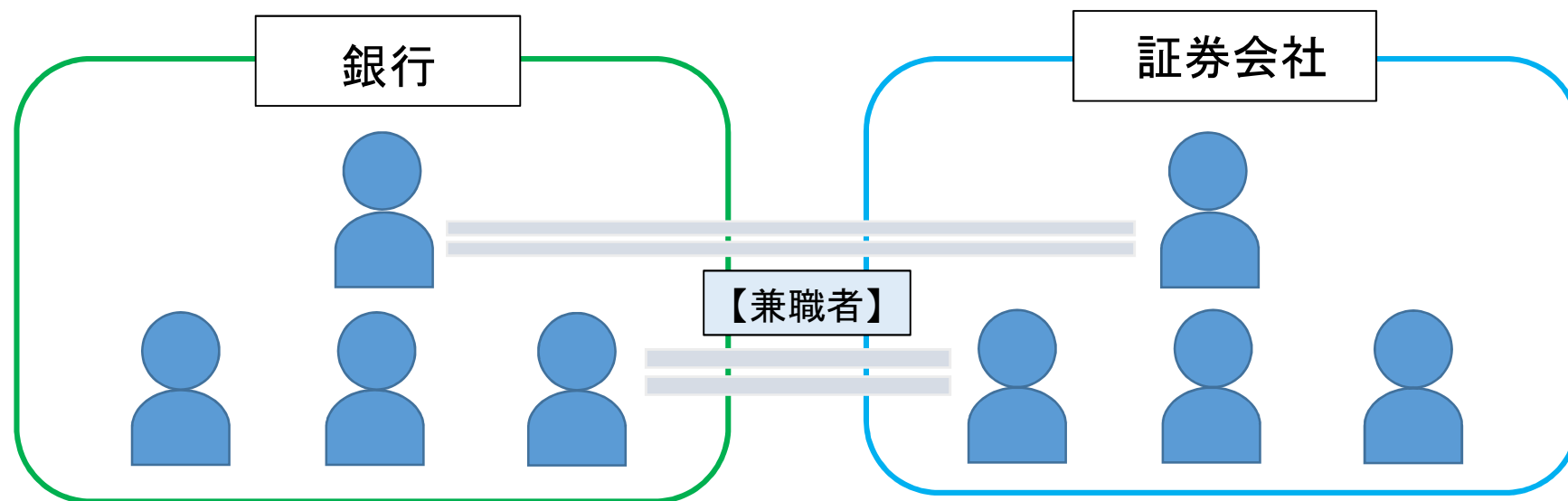
### 要件等

- ・内部管理・運営に関する業務を行う部門から非公開情報の漏洩防止措置が的確に講じられていること
- ・内部管理目的で取得した情報の目的外利用の禁止
- ・内部管理目的で行う情報授受に関して、情報授受の相手方となるグループ会社の範囲や、情報管理体制等を業務方法書に記載



## I-3-(2). 主な規制の内容(情報授受規制⑧: 兼職者の情報アクセス)

- 銀行と証券会社の間では届出により役職員の兼職が認められているが、非公開情報を用いて業務を行う部門を兼職している役職員は、以下のような規制が適用される(いわゆる「ホームベース・ルール」)。
- いずれか一方の管理する非共有情報にしかアクセスできない
  - 非共有情報にアクセスできない方の法人の顧客に、非共有情報を用いて取引勧誘を行ってはならない。



### 【参考】

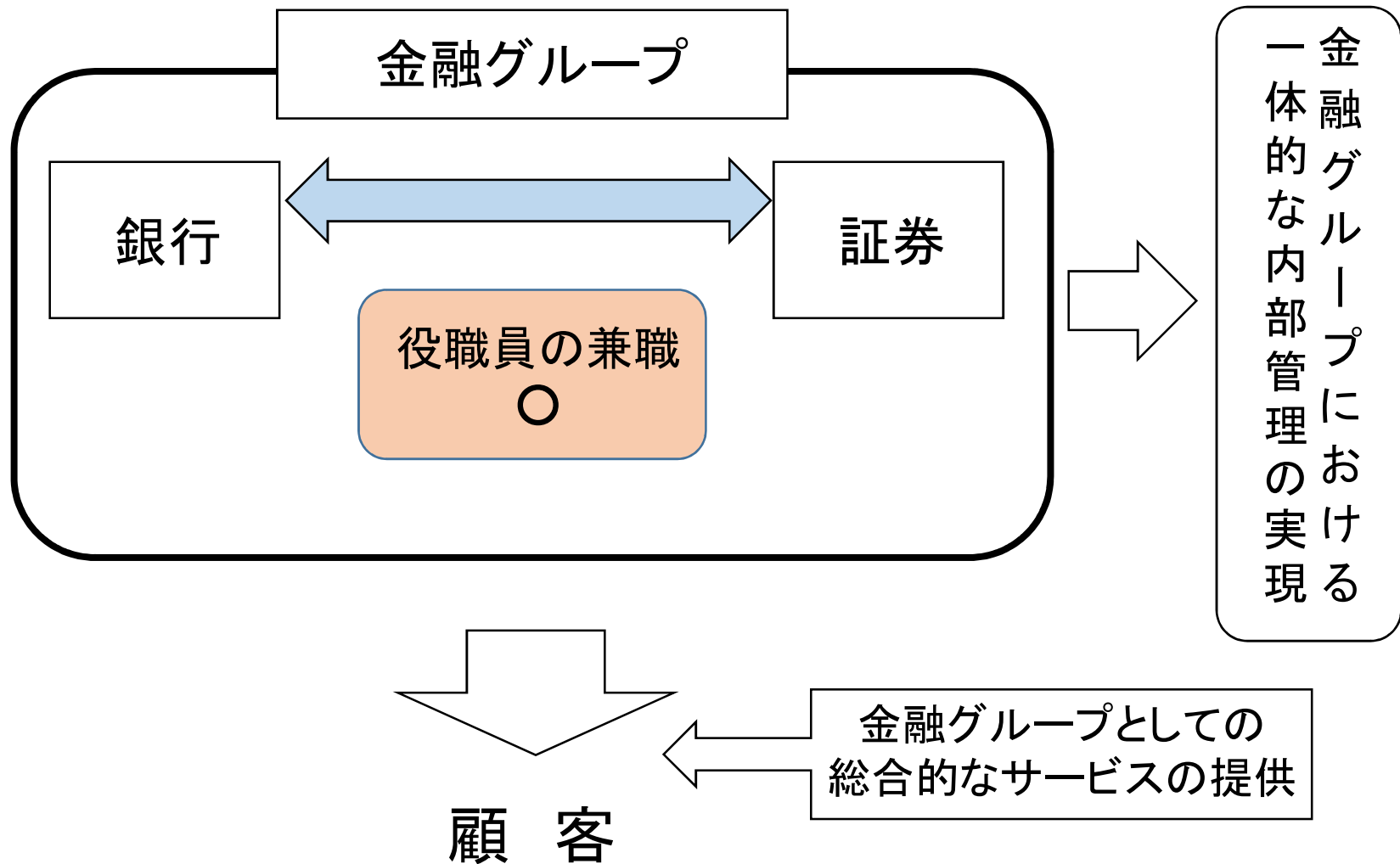
#### ●金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4 (2)⑥

証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員について、以下の措置が講じられているか。

- イ. 当該職員が、当該証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないこと。
- ロ. 当該役職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、当該非共有情報を用いて勧誘等を行わないこと。

# I - 3 - (3). 主な規制の内容(役職員の兼職規制)

- 2009年に、銀行や証券会社等に利益相反管理体制の整備を求めることに伴い、役職員の兼職規制については撤廃。
- 証券会社等の役員が親子銀行等の役員を兼務する場合には、当局への事後届出。

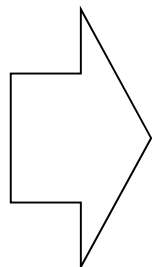


# I-3-(4). 主な規制の内容(利益相反管理体制の整備①)

○2009年、銀行・証券会社等に対し、自社またはグループ会社による取引に伴って顧客の利益が不当に害されることがないように、適正な情報の管理と適切な内部管理態勢の整備を義務付け。

## 利益相反管理体制整備の具体的な内容

グループ内における  
利益相反の特定



利益相反の管理

- 部門間の情報障壁(チャイニーズウォールの構築)
- 利益相反が生じないように取引の内容・方法を変更
- 一方の取引を中止
- 利益相反の事実を顧客に開示

利益相反管理方針の策定・概要の公表、記録の保持

## ●金融商品取引法 第36条第2項

特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務(略)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

## ●金融商品取引業等に関する内閣府令 第70条の4

- 1 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等(略)若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務(略)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備
  - 二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備
    - イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
    - ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
    - ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
    - ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法
  - 三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表
  - 四 次に掲げる記録の保存
    - イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録
    - ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録
- 2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。
- 3 第一項の「対象取引」とは、特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

## ●金融商品取引業等に関する内閣府令 第153条第1項第3号

当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券(略)の引受人となる場合であって、当該有価証券(略)に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

- イ その旨を顧客に説明することなく当該有価証券を売却すること。
- ロ その旨を金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者に説明することなく当該登録金融機関又は金融商品仲介業者に次に掲げる行為を行わせること(略)。
  - (1) 当該有価証券の売買の媒介(当該金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)
  - (2) 当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

## ●金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

### Ⅳ-1-3 利益相反管理体制の整備

#### (1) 利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方

(略)こうした状況を踏まえ、証券会社等(略)においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、各証券会社等及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。

こうしたことから、金商法第36条第2項に基づき、証券会社等が自社及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。

なお、証券会社等は、一定の条件の下で、その親法人等又は子法人等(以下「親子法人等」という。)との間で非公開情報の授受を行うことが認められている。これを踏まえ、当該証券会社等及びその金融グループ内において行う全ての業務(略)に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、その際には、顧客の利益を直接的に害するおそれ以外にも、証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスク(略)が顕在化するおそれにも留意した経営管理が行われることが望ましい。

一方、証券会社等のグループ会社の中には、当該証券会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。また、証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。このように、証券会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。

また、証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合には、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。

これらを踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。

#### (2) 利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備

- ① あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定し、類型化しているか。

# I - 3 - (4). 主な規制の内容(利益相反管理体制の整備④): 金商業者等向け監督指針関係)

- ② 利益相反のおそれのある取引の特定にあたり、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の行う業務の内容・特性・規模等を適切に反映できる態勢となっているか。
- ③ 特定された利益相反のおそれのある取引について、例えば新規業務の開始等に対応して、その妥当性を定期的に検証する態勢となっているか。

## (3) 利益相反管理の方法

- ① 特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じ、例えば以下のような点に留意しつつ、適切な利益相反管理の方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。
  - イ. 部門の分離による管理を行う場合には、当該部門間で厳格な情報遮断措置(システム上のアクセス制限や物理上の遮断措置)が講じられているか。
  - ロ. 取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の方法による管理を行う場合には、親金融機関等又は子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。
  - ハ. 利益相反のおそれがある旨を顧客に開示する方法による管理を行う場合には、想定される利益相反の内容及び当該方法を選択した理由(他の方法を選択しなかった理由を含む。)について、当該取引に係る契約を締結するまでに、当該顧客に対して、顧客の属性に応じ、当該顧客が十分理解できるような説明を行っているか。
- 二. 情報を共有する者を監視する方法による管理を行う場合には、独立した部署等において、当該者の行う取引を適切に監視しているか。
- ② 自社及び子金融機関等が新規の取引を行う際には、当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無について、必要な確認が図られる態勢となっているか。
- ③ 利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。

## (4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表 (略)

## (5) 人的構成及び業務運営体制

- ① 証券会社等及びその子金融機関等の役員は、利益相反管理の重要性を認識し、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。
- ② 利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手續が書面等において明確化されているか。また、当該証券会社等及びその子金融機関等の役職員に対し、利益相反管理方針及び当該手續に関する研修の実施等により、利益相反管理についての周知徹底が図られているか。
- ③ 利益相反管理統括者を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う体制となっているか。
- ④ 利益相反管理統括者等は、利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証しているか。
- ⑤ 利益相反管理統括者等は、営業部門からの独立性を確保し、営業部門に対し十分な牽制を働かせているか。
- ⑥ 利益相反管理統括者等は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。
- ⑦ 利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する態勢となっているか。

## ●銀行法 第13条の3の2第1項

銀行は、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う業務(略)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

## ●銀行法施行規則 第14条の11の3の3

1 銀行は、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等(略)若しくは子金融機関等(略)が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 第一項の「対象取引」とは、銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

# I - 3 - (4). 主な規制の内容(利益相反管理体制の整備⑥): 銀行法関係)

## ●銀行法 第52条の21の3第1項

銀行持株会社は、その子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う業務(略)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

## ●銀行法施行規則 第34条の14の6

1 銀行持株会社は、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等(略)若しくは子金融機関等(略)が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 第一項の「対象取引」とは、銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。



## ●主要行等向けの総合的な監督指針

### V 銀行グループに対する連結ベースの監督等

#### V-5 顧客の利益の保護のための体制整備

##### V-5-1 意義

利益相反の弊害は、銀行・証券会社間だけに生じる問題ではなく、銀行(グループ)内の部門間、又は同一金融グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社のいずれとの間でも起こりうる問題である。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその親法人等・子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。

したがって、より広範な業務を展開する金融グループにあっては、銀行・証券会社間に限らず、グループ内における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行なう必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、金融機関が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。

また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、銀行又は同一金融グループにおけるレピュテーション・リスクについても配慮する必要がある。

一方、銀行等のグループ会社の中には、当該銀行等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、銀行等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、銀行等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。

##### V-5-2 主な着眼点

###### (1)利益相反のおそれがある取引の特定等

- ①利益相反のおそれがある取引をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。
- ②利益相反を特定するプロセスは、銀行や銀行のグループ内会社等の業務内容、規模・特性を反映したものとなっているか。  
また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。

## (2)利益相反管理の方法

利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる体制が整備され、定期的に管理方法の検証が行われているか。

### ①部門の分離(情報共有先の制限)

情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。

### ②取引条件又は方法の変更、一方の取引の中止

取引条件又は方法の変更、若しくは一方の取引の中止を行うにあたり、親金融機関等又は子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。

### ③利益相反事実の顧客への開示

顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由(他の管理方法を選択しなかった理由を含む)等を明確かつ公正に、例えば書面等の方法により開示した上で顧客の同意を得るなど、顧客の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる顧客の属性に十分に適合したものとなっているか。

## (3)利益相反管理態勢等

①利益相反を管理・統括する部署(以下、「利益相反管理統括部署」という。)を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。

②利益相反管理統括部署は、営業部門からの独立性が確保され、十分な牽制が働く態勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員の意識の向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。

③利益相反管理統括部署は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。

④利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた社内規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益相反管理について役職員及び子金融機関等に周知徹底させる態勢を確保しているか。

## (4)利益相反管理方針の策定及びその概要の公表 (略)

## 禁止行為

- **信用供与を利用した抱き合わせ販売**(金融商品取引法第44条の3第1項第2号)  
当該金融商品取引業者との間で第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。
- **親子法人等が関与する行為の内閣府令への委任規定**(金融商品取引法第44条の3第1項第4号)  
当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
- **取引を利用した抱き合わせ行為**(金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第2号)  
当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること。
- **優越的地位の濫用**(金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第10号)  
有価証券関連業を行う金融商品取引業者(略)が、その親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うこと。

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

### IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受

#### (4) 兼職による優越的地位の濫用防止

証券会社等の営業部門の職員が、親銀行等又は子銀行等(以下(4)において「親子銀行等」という。)の営業部門の職員との間で兼職し、非公開情報の授受を行う場合については、金商業等府令第153条第1項第10号において親子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用する行為が禁止されていることも踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。

- ① 親子銀行等との兼職者が、顧客に対して、金融商品取引行為を行うことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という。)の締結に応じない場合には、融資等にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に係る不利な取り扱いをする旨を示唆し、当該金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。
- ② 顧客が競争者(他の金融商品取引業者等)との間で金融商品取引契約を締結する場合には、兼職する親子銀行等固有の業務にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に関し不利な取り扱いをする旨を示唆し、競争者との契約締結を妨害していないか。

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

- ③ 優越的地位を不当に利用する行為を防止するための措置を講じる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって当該行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
- ④ 優越的地位を不当に利用する行為を防止するため、銀行業務に関する知識及び実務経験を有するものにより、定期的かつ必要に応じて適宜研修が実施されているか。
- ⑤ 優越的地位を不当に利用する行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

### Ⅷ-1-3 優越的地位の濫用防止

#### (1) 兼業業務における優越的地位の濫用

兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について(平成16年12月1日:公正取引委員会(略))も参考として監督を行う必要があるが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得るものであり、留意が必要である。また、登録金融機関の職員が他の金融機関等との間で兼職をしている場合において、当該兼職先の業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為についても、同様に、留意が必要である。

- ① 登録金融機関が顧客に対し、金融商品取引契約の締結に応じない場合には、融資等兼業業務に係る取引を取りやめる旨又は当該業務に係る不利な取扱いをする旨を示唆し、金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。
- ② 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、金融商品取引契約の締結を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせていないか。
- ③ 顧客が競争者(登録金融機関として行う業務の競争者)との間で金融商品取引契約を締結する場合には、兼業業務の取引を取りやめる旨又は当該業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、競争者との契約締結を妨害していないか。
- ④ 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と金融商品取引契約の締結を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせていないか。

#### (2) 優越的地位の濫用防止に係る留意事項

優越的地位の濫用を防止するための態勢整備に関しては、以下の点に留意して検証するものとする。

- ① 当該行為を防止するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって当該行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
- ② 当該行為を防止するため、登録金融機関の業務に関する知識及び実務経験を有する者により、定期的かつ必要に応じて適宜研修が実施されているか。
- ③ 当該行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

## 禁止行為

- **抱き合わせ取引**(銀行法第13条の3第3号)  
顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)
- **抱き合わせ取引**(銀行法施行規則第14条の11の3第2号)  
顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。)
- **優越的地位の濫用**(銀行法施行規則第14条の11の3第3号)  
顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

## 主要行等向けの総合的な監督指針

### III 主要行等監督上の評価項目

#### ○ III-3-1-5 第三者割当増資のコンプライアンス

##### III-3-1-5-2 着眼点と監督手法・対応

#### (2)② 特に留意すべき事項

増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。

特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。

ロ. 不公正な取引の防止(独占禁止法、金融商品取引法等)

##### a. 独占禁止法関係

独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為、例えば「優越的な地位の濫用」の発生をどのように防止しようとしているか。

主要行等向けの総合的な監督指針

○ Ⅲ-3-3-1 与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する顧客への説明態勢

Ⅲ-3-3-1-2 主な着眼点

(7) 不公正取引との誤認防止

- ① 独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。平成18年6月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」が公表され、優越的な地位の濫用として問題となる行為の例が示されているが、これを踏まえた顧客への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に営業店に配布するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。

なお、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意する。

- イ. 問題となる行為の例として「借り手企業に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた金利の引上げを受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること」、「債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。
- ロ. 問題となる行為の例として「借り手企業に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わないように法令等遵守態勢を確立することとしているか。
- ハ. 同一の顧客に対する複数の取引の採算性を一括してみる、いわゆる「総合採算取引」を行う場合(抱き合わせ販売に該当する取引を除く)にあっても、上記イ. 及びロ. の態勢を整備させた上で行うこととしているか。

○ Ⅲ-3-3-2 預金・リスク商品等の販売・説明態勢

Ⅲ-3-3-2-2 主な着眼点

(1) 全行的な内部管理態勢の確立

⑤ 不公正取引との誤認防止

優越的な地位の濫用の防止のための態勢整備に当たっては、顧客が「当該取引が融資に影響を与えるのではないか」との懸念を有している可能性があることを前提に、優越的な地位の濫用と誤認されるおそれのある説明を防止する態勢が整備されているか。

主要行等向けの総合的な監督指針

(3) リスク商品に係る業務

① 有価証券関連商品の販売

公共債、投資信託の窓口販売及び金融商品仲介業等、金融商品取引法の適用対象となる業務については、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。例えば、外務員登録未了者による取扱いや、特定されている窓口以外での取扱い等といった、投資家保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているかについて、留意するものとする。その他監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)」等を参照するものとする。

○ Ⅲ-3-4-2 プライベートバンキング等の留意点等

Ⅲ-3-4-2-2 主な着眼点

(3) 情報管理態勢等の確立

① 信用供与機能を有する銀行が特定の顧客と金融取引等を行うに当たり、銀行の優越的な地位を濫用した取引や、信用の供与の条件として金融商品等を販売する、いわゆる「抱き合わせ販売」等を防止するための顧客審査、並びに、個々の取引等の検証が十分に行われているか。あるいは、顧客が信用の供与を強要し、銀行が不適正に応じている実態はないか。

主要行等向けの総合的な監督指針

## IV 銀行持株会社

### ○ IV-2 主な留意事項等

- (1)・(2) (略)
- (3) 第三者割当増資のコンプライアンス態勢(Ⅲ-3-1-5参照)がグループ全体に確立されているか。
- (4)~(7) (略)
- (8) グループ全体の顧客の利益の保護のための体制の構築(Ⅴ-5参照)に責任のある役割を果たしているか。

## V 銀行グループに対する連結ベースの監督等

### ○ V-3-2 「その他の付随業務」等の取扱い

銀行が法第10条第2項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。)等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

- (1) 銀行が、取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。

なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。

- ① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。



# I-3-(6). 主な規制の内容(登録金融機関の業務範囲規制)

○金商法では、銀行等の金融機関が有価証券関連業及び投資運用業を行うことを原則として禁止したうえで、特定の有価証券や行為について、登録制の下、例外的に取り扱うことを認めている。  
 ○1992年に有価証券の私募の取扱いが認められ、2004年には証券仲介業務が解禁された。

業務	有価証券の種類							
	国債	地方債	政府保証債	約束手形(1年未満)	受益証券発行信託	社債(短期社債等を除く)	株券	投資信託
売買、その媒介・取次ぎ・代理等	○	○	○	○	○	×	×	○
引受け	○	○	○	○	○	×	×	×
募集の取扱い	○	○	○	○	○	×	×	○
私募の取扱い	○	○	○	○	○	○	○	○
仲介業						○	○	

# I-3-(7). 主な規制の内容(その他の規制)

## 禁止行為(金商法関係)

- **金融商品取引に係るアームズ・レンジス・ルール**(金融商品取引法第44条の3第1項第1号)  
通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- **一般的取引に係るアームズ・レンジス・ルール**(金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第1号)  
通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと。
- **バックファイナンス**(金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第5号)  
有価証券の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧客に当該有価証券(略)の買入代金につき貸付けその他信用の供与をしていることを知りながら、当該金融商品取引業者が当該顧客に当該有価証券を売却すること。
- **非公開情報の授受を利用した業務運営**(金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第8号)  
有価証券関連業を行う金融商品取引業者(略)が、その親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り)を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること(略)
- **親子法人等の発行証券の引受主幹事制限**(金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号)  
当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹事会社となること。  
イ～ニ (略)
- **引受証券の売却制限**(金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第6号)  
有価証券(国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券を除く。)の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券(略)を売却すること(次に掲げる場合において行うものを除く。)  
イ～ハ (略)

## 禁止行為(銀行法関係)

- **アームズ・レンジス・ルール**(銀行法施行規則第14条の10、第14条の11第1号、第2号)  
第十四条の十 法第十三条の二第一号に規定する内閣府令で定める取引は、当該銀行が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行つた場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該銀行に不利な条件で行われる取引をいう。  
第十四条の十一  
一 当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、当該銀行が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者の顧客と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行つた場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該銀行に不利な条件で行われる取引(当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限り)。  
二 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常条件に照らして当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

# I-4. 諸外国の銀行・証券会社間の規制

○ドイツにおいては、ユニバーサルバンクが取られており、銀行本体で証券業も兼営することができる。  
○アメリカ・ドイツにおいては、日本と異なり、法人顧客の非公開情報共有には特段の規制はない。

		日 本	アメリカ	ドイツ
本体における 銀行と証券業の兼営		×	×	○
役職員の兼職		○	○	○
金融グループ内 における顧客の 非公開情報共有	法人顧客	顧客が提供停止を求める までは顧客の同意があっ たものとみなす (注1)	特段の規制なし	特段の規制なし
	個人顧客	事前同意	信用残高等に関する情報は 顧客が不同意の場合 共有を制限	事前同意
利益相反への対応		利益相反管理体制の 整備	利益相反管理体制の 整備 [FRB監督マニュアル]	利益相反管理体制の 整備 [BaFin通達] (注2)

(出典) 「逐条解説 2008年金融商品取引法改正」85ページ図2-19を基に、金融庁にて作成。

(注1) 金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等が、発行者等(法人に限る)に対して、非公開情報の提供の停止を求める機会を適切に提供している場合に限る。

(注2) EUの「金融商品市場指令」(MiFID II)では、域内各国当局が、業者に対し、利益相反の特定・回避・管理のための組織体制の整備、方針・手続きの策定及び情報開示等を求めることとされている。

## 2. 決済インフラの見直し及びキャッシュレスの環境整備

### (2) 新たに講ずべき具体的施策

#### iii) 銀行を始めとする既存の金融機関への規制上の制約の見直し

#### ④ グローバル競争における同業他社とのイコールフットイングの確保

- ・我が国金融機関が海外の同業他社と同じ競争条件で切磋琢磨し我が国金融資本市場の魅力が高められるよう、(a)銀行・保険会社の海外子会社の業務範囲規制の緩和、(b)外国法人顧客に関する情報の銀証ファイアーウォール規制の対象からの除外等について検討する。なお、国内顧客を含めたファイアーウォール規制の必要性についても公正な競争環境に留意しつつ検討する。

## Ⅱ. 検討課題

## Ⅱ. 検討課題(1)

### ○ 外国顧客情報の情報授受規制

- 海外金融機関との規制の同等性等を踏まえ、国際競争力強化の観点から、法人顧客を情報授受規制の対象から除くことについて、どのように考えるか。

### ○ 国内顧客情報の情報授受規制

- 規制のあり方の検討に際し、どのような視点が求められるか。
  - ー利益相反の着実な管理、優越的地位を濫用した取引の実効的な防止(次の➤を参照)
  - ー資本市場におけるグローバルなプラクティスとの整合性の確保
  - ー顧客課題に対する高度なソリューションの提供
  - ーデジタル化への対応を含め、顧客の負担の軽減
  - ー上記以外にどのような視点を考慮する必要があるか。

## Ⅱ. 検討課題(2)

- 2008年の法律改正において、利益相反管理体制の整備義務や親子銀行等の優越的地位を利用した証券取引の禁止を導入する等、規制の枠組みを整備したが、現時点においてそれらの実効性をどのように評価するか。
- 仮に規制を見直す場合、顧客側の見方等を踏まえ、利益相反や優越的地位を濫用した取引の防止の実効性確保の観点から、どのような点が不足しているか。
- その他、資本市場における金融サービスの向上等の観点から、本件とあわせて議論すべき点はあるか。